

◆ 電子申請者向け ◆

セーフティネット保証4号にかかる特定中小企業者の認定のご案内

1 認定の対象となる方 ※原則として、次のすべてに該当する方

- ・名古屋市内及び経済産業大臣の指定地域（※）に本店又は事業所を有しており、経済産業大臣の指定した災害等（※）の発生後、売上高等が（1）、（2）又は（3）のいずれかの状況となっていること
 - （1）最近1か月間の売上高等が、前年同月比で20%以上減少し、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で20%以上減少見込み
 - （2）「業歴1年1か月未満」又は「前年等以降の事業拡大」により売上高等の前年等比較が不相当（以下「創業者等」）で、災害等の発生前に売上高等がある方【創業者等①】
 - ・最近1か月間の売上高等が、災害等の発生直前の3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少し、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、災害等の発生直前の3か月間の売上高等と比較して20%以上減少見込み
 - （3）創業者等で、災害等の発生前に売上高等がない方【創業者等②】
 - ・最近1か月間の売上高等が、災害等の発生後3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少し、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、災害等の発生後3か月間の売上高等と比較して20%以上減少見込み
- ※ 最新の指定地域・災害等は、中小企業庁HPからご確認ください
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.html

2 電子申請の流れ ※窓口申請をご希望の方は、窓口申請者向けのご案内をご覧ください

- ① 本市へオンラインでの申請を希望する場合は、中小企業庁が運営する「中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）」より、電子申請を行って下さい。
- ② なお、電子申請を利用するためには「GビズID」を取得する必要がありますので、詳しい手続き等は中小企業庁HPをご確認ください（申請ページへのリンクあり）
<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230401sn-portal.html>
- ③ 窓口の開庁日に関わらず（システムメンテナンス等を除く）24時間365日申請が可能です。ただし、申請が届いたことを確認する受付処理は、原則、申請の翌開庁日となります。



3 必要書類 ※窓口申請で必要な「認定申請書」「売上高等内訳書」はSNポータル上で確認できるため不要

提出書類	備考		
□月別売上高が確認できる資料 ※売上高の見込に関する資料は不要	例) 月別売上高がわかる各種試算表、売上台帳、法人概況説明書等		
□名古屋市内及び指定地域でそれぞれ事業実態が確認できる書類 ※右記で確認できない場合は、許認可証や賃貸借契約書の写し等、 实在確認ができる資料を2種類以上（個人は1種類で可） 、ご用意下さい	法人	□履歴又は現在事項全部証明書	・3か月以内に法務局で取得した原本又はコピー
	個人	□直近1期分の確定申告書 ※創業後で1期申告前は開業届	・表紙、収支計算書や青色申告決算書のコピー
	※個人の方で、住民票現住所と市内事業所の所在地が異なる場合は「認定申請書」の住所記入欄に両方をご記入下さい。		
□創業年月日が確認できる資料	法人	履歴又は現在事項全部証明書等	個人 開業届、許認可証等
□事業拡大等が確認できる資料 ※創業者①又は②で事業拡大の場合	例) 新店舗の許認可証、新規出店の広告、増員前後の賃金台帳等 ※前年等以降の事業拡大の事実が客観的に確認できる資料が必要です		

*必要に応じて、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

*認定は一切の融資・保証を約束するものではありません。また、認定後に申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定が取消しとなる場合があります。

4 申請・お問合せ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター）

〒464-0856 千種区吹上二丁目6-3 中小企業振興会館6階 TEL：735-2100